

# 国際金融都市に向けた税制改正の論点

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

2021年度税制改正は、わが国が直面する「ポストコロナの経済再生」「経済のデジタル化」「グリーン社会の実現」という3つの課題に、租税特別措置で対応しており一定の評価が与えられよう。ここでは、国際金融都市に向けた税制上の措置として海外（香港）からの事業者・人材・資金を呼び込むための税制を取り上げたい。

法人税の分野では、非上場の非同族会社の役員給与（業績連動給与）について損金算入要件の弾力化が図られる。相続税の分野では、就労のために日本に居住する外国人が死亡した場合の相続税について国外財産を課税対象から外す。

興味深いのは所得税の分野で、ファンドマネージャーが運用成果に応じファンドから受け取る利益（キャリード・インタレスト）の分配について課税上の解釈を明確化することが盛り込まれたことである。

キャリード・インタレストは、ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンド（株式譲渡等を事業内容とする組合）から、運用成果に応じてその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配である。その課税方式については、原則「役務提供の対価」として総合課

税（累進税率、国税・地方合計で最高55%）の対象となるのだが、一定の場合には、「株式譲渡益等」として分離課税（一律、同20%）の対象となり大幅に軽減される。その基準を、金融庁が国税庁に文書で照介することにより明確化するという。

筆者は3つの論点があると考えている。

第1に、「役務の提供」である勤労所得と「株式譲渡益等」である金融所得を区別し異なる税制下に置くというのは、いわゆる二元的所得税の考え方である。勤労所得には垂直的公平性という観点から累進税率を、金融所得には国外への資金移動を防ぐという観点から分離・定率（そして低率）の課税を行うという税制で、スウェーデンなどで導入されドイツやわが国の税制に大きな影響を及ぼした考え方である。

97年の夏、金融ビッグバンを控え金融税制見直し議論が行われる中、一橋大学石弘光教授（その後政府税制調査会長）が主税局総務課長をしていた筆者のところに來られて、「欧州では新しい税理論が出ており、わが国も勉強する必要がある」と、ソレンセンの二元的所得税の論文を渡された。当時金融税制小委員会委員長であった大阪大学本間正明教授からも

---

「最適課税として位置付けられる」とのお墨付きをいただき、98年の金融課税小委員会報告で初めてわが国に紹介した税制である。総合課税を金科玉条としていた税制理論に、効率という思想から金融所得の分離課税を論理づけたのである。

今回、譲渡益となるには、ファンドマネージャーがファンドの組合員であること（組合員として組合に金銭を出資）、キャリド・インタレストは実現益で構成されること（評価益は含まれない）などが要件とされる。

2番目の課題は、租税回避の防止である。累進税率である勤労所得を、低率（20%）の分離課税となる金融所得に「転換」することを防ぐ必要がある。これは「経済的合理性」

のある分配かどうかで判断される。具体的には、組合利益の分配が恣意的でないこと、一般的な商慣行等に基づいていること（一般的な分配割合は、ファンドマネージャー20%、その他の投資家80%）が例示されている。

最後に、格差拡大が大きな社会問題となる中、そもそも金融所得の税率が現在の20%のままではよいのかという問題がある。米国でも長年この点が問題とされてきた。今回の税制改正ではこの点について直接触れられていないが、改めて格差是正という観点から議論されることになると思われる。

キャリド・インタレストの税制は、単なる香港問題を越えた税制の本質に迫る問題を抱えているのである。